平成２４年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市東田町223番地の３
債務者　深田　京子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市向草間町字向郷29番地３　２―202
債務者　桂　侑里
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１９０号
釧路市米町３丁目４番８号
債務者　稲荷　敏春
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４２９号
岡山市中区門田屋敷１丁目９番22号
債務者　木浦　典子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
大分県中津市大字万田616番地23
債務者　堺　　政義
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
大分県中津市大字万田616番地23
債務者　堺　カツ子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
大分県中津市大字万田616番地23
債務者　堺　　浩規
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
福岡県北九州市八幡東区前田１丁目７番24号ニューリバー国際405号、住民票上の住所大分県中津市大字万田616番地23
債務者　堺　　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
大分県豊後高田市森866番地１　県営２Ａ―４―74
債務者　宮本　智美（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６３号
沖縄県うるま市字田場1682番地10　コーポラスＴ202
債務者　平川　安子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７６号
沖縄県沖縄市松本３丁目12番３号　玉木貸間２Ｆ
債務者　平田　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７７号
沖縄県中頭郡中城村字新垣336番地１
債務者　比嘉美津枝
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３７５号
静岡県菊川市半済1870番地　菊川サンハイツ301号
債務者　金子　悟司
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
静岡県菊川市半済1870番地　菊川サンハイツ301号
債務者　金子　正美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
長崎県佐世保市高梨町21番地７
債務者　奈良ヒサ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係